

<p>三 関税率表第一〇二・九〇号の三、第一〇三・一九号の四、第一〇三・二〇号の三の(一)、第一〇四・一九号の二の(二)、第一〇四・二九号の二又は第一〇八・二〇号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一〇八・二二号から第一〇八・一九号までに掲げる物品のうち第八条の五第二項において準用する関税率法第九条の二第二項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの(でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、はい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものに限る。)(以外のもの)</p> <p>関税率表第一二二・二〇号の(一)又は(二)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一二二・二〇号の(三)に掲げる物品のうち</p> <p>フイダ(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめウダリア・ピンナティ(ヒジキ)以外のもの</p>	<p>五 関税率表第一七〇・一・九〇号の二、第一七〇・一・二二号の二、第一七〇・一・九〇号の五の(一)のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第一七〇・二・四〇号の二又は第一七〇・二・六〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第一七〇・二・九〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>分みつ糖</p> <p>関税率表第一七〇・二・九〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>分みつ糖のもの</p>	<p>六 関税率表第一九〇・一・二〇号の(一)のA若しくはDの(b)若しくは(三)第一九〇・一・九〇号の(二)のA若しくはDの(b)、第一九〇・一・〇〇号の(一)又は第一九〇・二・〇〇号の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一九〇・一・九〇号の(二)又は第一九〇・四・九〇号の(一)に掲げる物品のうち</p> <p>米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの</p>	<p>七 関税率表第二〇六・九〇号の(一)のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇六・九〇号の(二)のAに掲げる物品のうち</p> <p>分みつ糖のもの</p> <p>関税率表第二〇六・九〇号の(二)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品のうち</p> <p>各成分のうち第一二二・二〇号の物品の重量が最大のもの</p> <p>関税率表第二〇六・九〇号の(二)のEの(b)のハの(ロ)の(イ)に掲げる物品のうち</p> <p>第一二二・二〇号の物品(ヒジキア・フスイフォルミスを除く。)(の七)</p>	<p>八 関税率表第三五〇・三・〇〇号の三に掲げる物品</p> <p>九 関税率表第四一・〇三項に掲げる物品</p>	<p>一〇 関税率表第四三〇・二・一九号から第四三〇・二・三〇号まで、第四三〇・三・一〇号又は第四三〇・三・九〇号に掲げる物品のうち</p> <p>羊、やぎ又はうさぎのもの</p> <p>一一 関税率表第六四・〇一項、第六四・〇二項又は第六四・〇六項に掲げる物品</p> <p>一二 関税率表第九一・三・九〇号の二に掲げる物品</p>
--	---	---	---	--	---

第五節 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七條の九から第七條の十一まで及び第八條の七から第八條の九までを削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條中関税法第十五條の二を同法第十五條の三とし、同法第十五條の次に一條を加える改正規定、同法第十八條の二の改正規定、同法第二十四條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第八條の四から第九條の二までの改正規定、同法第九十一條の改正規定、同法第九十二條の三から第九十四條までの改正規定、同法第九十五條の二の改正規定(同法第九條の次に一號を加える部分を除く。)、同法第九十五條の改正規定、同法第九十五條の二の改正規定、該当する者は、の次に「一年以下の懲役又は」を加える部分に限る。)、同條の次に一條を加える改正規定、同法第九十六條から第九十八條までの改正規定及び同法第九十六條の二の改正規定並びに第四條中関税暫定措置法第十七條の改正規定並びに附則第十一條中通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第六條の改正規定及び附則第十二條の規定 平成十九年六月一日
- 二 第二條中関税法第六十九條の二から第六十九條の四までの改正規定 著作権法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百一十一号)の施行の日(平成十九年七月一日)
- 三 第二條中関税法第四條の改正規定、同法第七條の二第二項の改正規定、当該許可ごとを削る部分に限る。)、同法第三十四條の改正規定、同法第四十一條の改正規定、同法第五十條から第五十五條までの改正規定、同法第六十一條の三の次に二條を加える改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同法第七十九條の改正規定、同法第九十一條の改正規定、同法第九十五條の改正規定及び同法第九十五條の二の改正規定、同法第九十二條の四第一項の改正規定、同法第六十二條を、同法第六十一條の四に改める部分に限る。)、及び同法第十三條第一項の改正規定、平成十九年三月三十一日、を、平成二十四年三月三十一日、に改める部分を除く。)、並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)第七條の改正規定、附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定及び同法第十條の改正規定、附則第十一條中通関業法第二條第一号イの(一)の(四)の改正規定並びに附則第十四條の規定 平成十九年十月一日
- 四 第二條中関税法第七十七條の改正規定、同條の次に四條を加える改正規定及び同法第十四條の二第九號の次に一號を加える改正規定並びに附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日
- 五 第三條の規定並びに第四條中関税暫定措置法第八條の四第一項の改正規定、同法第六十二條を、同法第六十一條の四に改める部分を除く。)、及び同法第八條の六第四項の改正規定(「郵便物を受け取った旨の通知」の規定による通知「を」(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による提示」に改める部分に限る。))並びに次條 附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 六 第五條の規定及び附則第九條の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日